

**産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表**

(2016年11月分)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第十五条の二の第三第二項の規定に基づき、当社インシネ装置（焼却施設）に係る維持管理に関する情報を公表します。

## 記

イ) 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一項イに係る項目

項目	種類	数量（トン/月）
処分した産業廃棄物の種類及び数量	汚泥	228

ロ) 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一項ロ及びホに係る項目

測定の結果が得られた年月日：2016年11月1日～11月30日（停止期間除く）

測定を行った位置	単位	測定結果（ave.）	基準値
炉内燃焼部	℃	停止中	800℃以上
集じん機に流入する 燃焼ガス温度	℃	停止中	おおむね 200℃以下
煙突から排出される 排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	停止中	100ppm 以下

ハ) 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一項ハに係る項目

項目	除去を行った年月日
冷却設備に堆積したばいじんの除去	2016年10月25日～ 2016年11月29日
排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去	実施せず

(次ページへ)

## 二) 廃棄物処理法施行規則第十二条の七の二第一項ニに係る項目

測定に係る排ガスを採取した年月日 : -

測定結果の得られた年月日 : -

項目	単位	採取位置	測定結果	基準値
硫黄酸化物濃度 (硫黄酸化物排出量)	ppm (m <sup>3</sup> N/h)	煙道入口	—	(0.5212)
ばいじん濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)	g/m <sup>3</sup> N	〃	—	0.15
塩化水素濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)	g/m <sup>3</sup> N	〃	—	700
窒素酸化物濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)	ppm	〃	—	300
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	〃	—	10

以上